第六節　航海命令従事証明書

（削る）

第二十四条　（略）

第七節　損失補償

（削る）

第二十五条　（略）

第八節　運送に関する協定等

（変更の報告）

第二十八条　（略）

2　前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の六第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

3　（略）

第三章　船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業

（削る）

第二十九条　法第三十三条において準用する法第二十三条第一項及び第二項の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出については、第二十三条の十一から第二十三条の十三までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十三条の十一及び第二十三条の十二	外航貨物専用不定期航路事業開始届出書	船舶貸渡業等開始届出書
第二十三条の十二	外航貨物専用不定期航路事業変更届出書	船舶貸渡業等変更届出書
第二十三条の十二第三号	変更した年月日	変更した年月日及び理由
第二十三条の十三	外航貨物専用不定期航路事業廃止届出書	船舶貸渡業等廃止届出書

第四章　日本船舶及び船員の確保

（削る）

第三十条　（略）

第八章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

（削る）

第四十二条の十九　（略）

第三節　航海命令従事証明書

（航海命令従事証明書）

第二十四条　（略）

第四節　損失補償

（損失補償）

第二十五条　（略）

第五節　運送に関する協定等

（変更の報告）

第二十八条　（略）

2　前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

3　（略）

第三章　船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業

（準用規定）

第二十九条　法第三十三条において準用する法第二十条第一項及び第三項の規定による事業開始の届出、事業変更の届出及び事業廃止の届出については、第二十二条（第四号を除く。）、第二十二条の三及び第二十三条の規定を準用する。この場合において、第二十二条中「内航不定期航路事業開始届出書」とあるのは「船舶貸渡業等開始届出書」と、同条第二号中「使用船舶の明細（第一号様式による。）その他開始しようとする事業の概要」とあるのは「開始した事業の概要」と、第二十二条の三中「内航不定期航路事業変更届出書」とあるのは「船舶貸渡業等変更届出書」と、同条第二号中「変更しようとする」とあるのは「変更した」と、「第二十二条」とあるのは「第二十九条において準用する第二十二条」と、同条第三号中「変更の予定期日」とあるのは「変更した年月日」と、同条第四号中「変更を必要とする」とあるのは「変更した」と、第二十三条中「内航不定期航路事業廃止届出書」とあるのは「船舶貸渡業等廃止届出書」と読み替えるものとする。

第四章　日本船舶及び船員の確保

（日本船舶及び船員の確保に関連して実施される措置）

第三十条　（略）

第八章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

（湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業）

第四十二条の十九　（略）